

写 令和4年第1回臨時会

(5月12日招集)

町議会会議録

益城町議会

令和4年第1回益城町議会臨時会目次

○5月12日（第1日）

出席議員	1
欠席議員	1
職務のため出席した事務局職員の職・氏名	1
説明のため出席した者の職・氏名	2
開会・開議	2
日程第1 会議録署名議員の指名	2
日程第2 会期決定の件	2
日程第3 議案第28号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第2号 益城町税条例等の一部を改正する条例の制定について	3
日程第4 議案第29号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第3号 益城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	5
日程第5 議案第30号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第4号 令和3年度益城町一般会計補正予算（第12号）	6
日程第6 議案第31号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第5号 令和3年度益城町下水道事業会計補正予算（第4号）	14
日程第7 議案第32号 令和4年度益城町一般会計補正予算（第1号）	15
日程第8 議案第33号 益城町職員定数条例等の一部を改正する条例の制定について	17
日程第9 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	19
閉会	20

5 月 12 日（木曜日）

令和4年5月第1回益城町議会臨時会会議録

1. 令和4年5月13日午前10時00分招集
2. 令和4年5月13日午前10時00分開会
3. 令和4年5月13日午前11時21分閉会
4. 会議の区別 臨時会
5. 会議の場所 役場仮設庁舎別館2階本会議場
6. 議事日程
 - 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期決定の件
 - 日程第3 議案第28号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
専決第2号 益城町税条例等の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第4 議案第29号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
専決第3号 益城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第5 議案第30号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
専決第4号 令和3年度益城町一般会計補正予算(第12号)
 - 日程第6 議案第31号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
専決第5号 令和3年度益城町下水道事業会計補正予算(第4号)
 - 日程第7 議案第32号 令和4年度益城町一般会計補正予算(第1号)
 - 日程第8 議案第33号 益城町職員定数条例等の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第9 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

7. 出席議員(18名)

1番 木村正史君	2番 西山洋一君	3番 上村幸輝君
4番 下田利久雄君	5番 冨田徳弘君	6番 松本昭一君
7番 吉村建文君	8番 甲斐康之君	9番 柴正敏君
10番 中川公則君	11番 野田祐士君	12番 宮崎金次君
13番 坂本貢君	14番 中村健二君	15番 渡辺誠男君
16番 荒牧昭博君	17番 坂田みはる君	18番 稲田忠則君

8. 欠席議員(0名)

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 金原雅紀

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	西村博則君	副町長	濱田義之君
教育長	酒井博範君	政策審議監	桶谷哲也君
土木審議監	持田浩君	会計管理者	深江健一君
総務課長	塘田仁君	危機管理課長	岩本武継君
企画財政課長	山内裕文君	税務課長	坂井浩章君
住民課長	竹林浩幸君	福祉課長	荒木薫君
福祉課審議員	中村康広君	こども未来課長	吉川博文君
健康保険課長	松永昇君	産業振興課長	松本浩治君
建設課長	村上康幸君	都市計画課長	齊藤計介君
復興整備課長	水口清君	街路課長	石橋淳君
新庁舎等建設課長	田上勝志君	学校教育課長	遠山伸也君
生涯学習課長	富永清徳君	下水道課長	吉本秀一君
水道課長	山口拓郎君		

開会・開議 午前10時00分

○議長（稲田忠則君） 皆さん、おはようございます。令和4年第1回益城町議会臨時会が招集されましたところ、議員の皆さん方には大変お忙しい中に御出席いただきまして、ありがとうございます。

議員定数18名、出席議員18名です。

ただいまから令和4年第1回益城町議会臨時会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

まず、閉会中における諸般の報告をいたします。内容については、議席に配付のとおりです。

それでは、日程に従い会議を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（稲田忠則君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第111条の規定により、8番甲斐康之議員、15番渡辺誠男議員を指名します。

日程第2 会期決定の件

○議長（稲田忠則君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日にしたいと思います。御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(稲田忠則君) 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日とすることに決定しました。

日程第3 議案第28号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

専決第2号 益城町税条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長(稲田忠則君) 日程第3、議案第28号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第2号益城町税条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長(西村博則君) 皆さん、おはようございます。本日ここに令和4年第1回益城町議会臨時会を招集しましたところ、議員各位の御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

本日、報告及び提案します案件は、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて4件、一般会計補正予算について1件、条例の制定について1件でございます。よろしくお願ひします。

議案第28号、専決第2号益城町税条例等の一部を改正する条例の制定につきまして、御説明申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律などが令和4年3月31日に公布されたことに伴い益城町税条例等の一部を改正するもので、同日付で専決処分を行いましたので、地方自治法の規定に基づき報告し、承認を求めるものです。

主な改正内容の1つ目、土地に係る固定資産税の負担調整についてでございますが、令和3年度に限り、地価が上昇した土地でありましても税額を据え置く特別な措置が講じられておりました。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により社会経済状況などが大きく変化していることを踏まえ、商業地につきましては激変緩和の観点から令和4年度も特別な措置を講じるもので、地価が一定以上上昇した場合であっても、税額の上昇幅を評価額の2.5%（現行は5%）に抑えます。

次に2つ目、個人住民税の住宅借入金等特別税額控除の特例の延長等に伴う措置についてでございますが、所得税の住宅ローン控除の適用者が所得税額から控除しきれなかった額を、所得税の課税総所得金額などの5%の範囲内で個人住民税から控除するものです。

次に3つ目、納税環境整備についてでございますが、地方税務手続のデジタル化の進展に伴い、地方税における手続をオンラインで行うことができるeLTAXを通じた申告・申請、納付の諸手続などの整備拡大を行うものです。

最後に4つ目、主な税負担軽減措置等についてでございますが、貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準などを新たに特例措置として創設するものです。

御審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長(稲田忠則君) 議案第28号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

12番宮崎議員。

○12番（宮崎金次君） おはようございます。12番宮崎です。

議案第28号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて、これは専決第2号でございますけれども、この点についてちょっと1点だけ確認をしたいと思います。

まず、今、提案理由の説明の中でございましたが、令和4年3月31日に省令が公布されたという話で、それに間に合わせるためには専決しか方法がなかったというお話でございますが、この内容は非常に、専決で町長が既に決裁をしたものを議会へ提示をするような話ではないような気がします。これは、3月議会のときには既にいろんな情報が入ったんじゃないかと。ですから、この議案は専決には非常になじまないような、私はそういう気がします。なぜ専決になったのか、専決になる前にちゃんと議員なり町民の皆さんに情報提示ができなかったのか、ここら辺りについて、1点質問をします。よろしくをお願いします。

○議長（稲田忠則君） 坂井税務課長。

○税務課長（坂井浩章君） おはようございます。税務課長の坂井です。12番宮崎議員の御質問にお答えいたします。

今回の益城町税条例等の一部を改正する条例の設定の専決処分ということになりますけれども、税法の公布が令和4年度3月31日公布、施行が4月1日ということで、その場合に、議員さんのほうへ十分な御説明をしてからの議決ということになるんですけれども、いろんな国の法令としての地方税の改正、それに伴う町の条例改正ということで、全てを改正するに当たって3月議会ではまだまだ固めることができなかったということで、今回、法が公布されたということに合わせて専決のほうをさせていただいたということでございます。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○12番（宮崎金次君） ただいま課長のほうから説明がございました。多分そうだろうとは私も思いますけれども、町民全てに関わる税的な話、これはなるべく早く情報を皆さんにお伝えして、できたら定例議会で何らかの情報の説明なり、情報の提示なり、もしくは審議なりできるようにしていただかないと。これは議会の存立に関わる話だろうと思うんです。町長が専決されて、それを議会にぽんと提示される、これでやってくださいと言われても、我々議員としてはなかなか心配なところもございますので、ぜひ今後、本当にやむを得ず専決しなければいけないものについては限定されると思うんですけれども、それ以外については、情報を早く提示するとか、何らかの手段でそれを補うようにぜひお願いして、私の質問を終わります。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

(なし)

○議長(稲田忠則君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第28号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第2号益城町税条例等の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立全員です。したがって、議案第28号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第2号益城町税条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第4 議案第29号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

専決第3号 益城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定 について

日程第4、議案第29号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第3号益城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長(西村博則君) 議案第29号、専決第3号益城町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の制定につきまして、御説明申し上げます。

今回の改正は、地方税法施行令等の一部を改正する政令等が令和4年3月31日に公布されたことに伴い益城町国民健康保険税条例等の一部を改正するもので、同日付で専決処分を行いましたので、地方自治法の規定に基づき報告し、承認を求めるものです。

主な改正内容は、国民健康保険税の課税限度額の引上げについてであり、負担の公平性の確保及び中間所得層の負担軽減を図る観点から、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を現行の63万円から65万円に、また、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行の19万円から20万円に引き上げるものです。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長(稲田忠則君) 議案第29号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

14番中村議員。

○14番(中村健二君) 14番中村です。1点だけ伺います。

今度の場合は限度額の引上げになっておりますが、限度額の引上げだけで保険税の各段階等の変更はないのか、1点だけ伺います。

○議長（稲田忠則君） 坂井税務課長。

○税務課長（坂井浩章君） 税務課長の坂井です。14番中村議員の御質問にお答えさせていただきます。

今回の改正は限度額の改正のみです。よってほかの改正は今回の改正ではあっておりません。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第29号「専決処分の報告並びその承認を求めることについて 専決第3号益城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。したがって、議案第29号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第3号益城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第5 議案第30号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

専決第4号 令和3年度益城町一般会計補正予算（第12号）

○議長（稲田忠則君） 日程第5、議案第30号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第4号令和3年度益城町一般会計補正予算（第12号）を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第30号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて。

令和3年度一般会計補正予算書1ページをお開きください。

専決第4号、一般会計補正予算（第12号）は、第1条で歳入歳出予算の補正、歳入歳出それぞれ6億960万3,000円を追加し、総額を257億3,482万2,000円としております。第2条で繰越明許費、第3条で地方債の補正を行い、3月31日に専決処分をしています。

7ページをお開きください。第2表繰越明許費で43事業を追加し、総額21億1,205万8,000円を令和4年度へ繰り越すものです。事業ごとの金額や繰越し理由につきましては、本日、資料を机上配付しておりますので、御覧いただきたいと思います。

9ページが地方債の補正で、事業費の確定などにより七つの事業を変更、一つの事業を廃止しています。

12ページから25ページまでが歳入予算で、歳入予算につきましては、国県補助金の交付決定などによる増減、その他の項目では決算見込みによる増減などの補正。26ページから60ページまでが歳出予算で、決算見込みによる不用額や入札差金などによる減額、また、社会福祉振興基金積立金、公園整備基金積立金及び予備費をそれぞれ増額補正をしております。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 議案第30号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

3番上村議員。

○3番（上村幸輝君） おはようございます。3番上村です。専決第4号、令和3年度益城町一般会計補正予算（第12号）中、1点ちょっと質問させていただきます。

ページが24ページ、23款諸収入5項雑入5目雑入、この中で災害見舞金4億8,973万7,000円、これがメディアと、私のほうも一般質問させていただきましたけど、全国自治協会からの災害見舞金かと思えます。この四億八千九百何十万が何棟分の見舞金に相当しているのか、それについて教えてください。

○議長（稲田忠則君） 塘田総務課長。

○総務課長（塘田 仁君） おはようございます。総務課長の塘田でございます。議案第30号、専決第4号令和3年度益城町一般会計補正予算（第12号）から24ページ、22款5項5目1節雑入の災害見舞金について、3番上村議員の御質問にお答えさせていただきます。

申し訳ありません、詳細なものを持ってきておりませんでしたので、今回の災害見舞金については、総合体育館、町民グラウンド、町営住宅、四賢婦人記念館等でございます、ちょっと全ての数字を、すいません、現在把握しておりませんので、詳細については後で御説明させていただきますが、主なものとしては、今言いました総合体育館、町民グラウンド、町営住宅、四賢婦人記念館でございます。

○議長（稲田忠則君） 上村議員。

○3番（上村幸輝君） 内容は現時点では全部把握されていないということで、分かりました。次回教えていただくときに、全体で何棟分がこれに該当しているのか、それと恐らくももとの規定では、減額前は15%が予定されていた、それが減額をされたことによって、その減額分は何%の見舞い金額になっているのか。それとあと、これにまだ入っていない残っている棟数がどれぐらいあるのか、それを後からでも教えていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。11番野田議員。

○11番（野田祐士君） おはようございます。11番野田です。

7ページの繰越明許費の件でお尋ねしたいんですけども、今日朝から別紙で明許繰越の理由

書というのが配ってありました。これを見ると、コロナ禍での協議等々でなかなか日数ができなかったとありますけれども、基本的に繰り越している分についての進捗率というのはどれぐらいであるかをまずお尋ねしたいと思いますので、それぞれについての進捗率をまず一番最初に質問したいと思います。

○議長（稲田忠則君） 野田議員、明許繰越は個別にここに全部書いてありますよ。これを全部ですか。

○11番（野田祐士君） そうですね。これは積み上げなんでしょう。

○議長（稲田忠則君） 野田議員、各担当のそれぞれの課長さんにお聞きしないと分からないということですけども。

○11番（野田祐士君） それぞれの課長が皆いらっしゃいますよね。

○議長（稲田忠則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） おはようございます。企画財政課の山内です。11番野田議員の御質問にお答えいたします。

議案第30号、補正予算書の第12号の7ページ、繰越明許費関係の御質問ですけれども、進捗率につきましては、それぞれこの項目ごとに進捗率がそれぞれ違ってきておりますので、ちょっと私のほうで全ては分かっておりませんので答えることがなかなか難しいんですけれども、企画財政課の分でいきますと、2つ目の駐輪場の整備計画策定の分につきましては、コロナの関係で打合せと等がなかなかできなかったところで繰越しをさせていただいております。予算としましては、1,000万円全額を繰り越しているという状況です。執行率としましては0%という形になっております。

あと、その他の項目につきましても、それぞれ令和3年度で支払いを済ませているものもあれば、ある程度、全額を繰越させていただいているところもございます。特に国の補正予算等を活用したものについては3月補正で計上させていただいたものがありますので、そういうものについては適正工期を確保するために全額を繰り越させていただいているという状況です。

あとの細かな部分につきましては、後ほど担当課のほうで説明させていただければというふうに思います。

以上です。

○議長（稲田忠則君） 野田議員、今、企画財政課長が説明しましたように、ほかの課の課長さんにも説明してもらったほうがいいですか。

○11番（野田祐士君） それは難しいですか。

○議長（稲田忠則君） 8課。

○11番（野田祐士君） 資料がなければ資料をもらってもいいですけど。

○議長（稲田忠則君） 野田議員、後で資料をきちんとした形で課長さん方にまとめていただいて配付をするような形でようございますか。野田議員。

○11番（野田祐士君） すいません、では、2回目の質問で、繰り越しているんで、今言われた

ように総務課は0%ということは、予算額等があればそれは別途の問題だと思いますけれども、実際、事故繰越になる可能性がある部分も入っていると思うので、あと、お尋ねしたかったのは、例えば、今企画財政課のほうで言われた分は駐輪場についてなんですけれども、どこのどのような形の予算かというのもちよっと併せて知りたい部分もありましたものですから。それと進捗率。よければ資料を提出していただくと助かると思いましてお尋ねしました。

今分かる部分についてだけちょっと聞きたい部分があるので、そこについて質問させていただきたいと思います。今、議長が言われたように、進捗率については後ほど資料でいただけると助かります。

分かる部分というのが、例えば民生費の中の災害救助費、仮設団地・農地復旧事業967万8,000円、適切な工期を確保するためとありますけれども、これはまずどこの分かると、適切な工期とはいつか、また変更の工期を教えてください。

あと、教育費の中の6項の社会教育費の中に、文化会館災害復旧工事事後調査事業等、地権者との協議に不測の日数を要したためとありますけれども、この理由と何人の方がいらっしゃるのかというのをですね。この2点については分かる分と思いますので、教えていただけると助かります。

○議長（稲田忠則君） 中村福祉課審議員。

○福祉課審議員（中村康広君） 福祉課の審議員の中村です。11番野田議員の質問にお答えをさせていただきます。

議案第30号、専決第4号令和3年度一般会計補正予算書の第12号の7ページの第2表繰越明許費、3款民生費3項災害救助費の仮設団地・農地復旧事業につきましては、小池島田仮設団地用地の農地復旧事業と、平田仮設団地に隣接した農道の復旧工事になります。天候不良等により工事着手が遅れたため繰越しを行うものであります。

工期につきましては、小池島田が間もなく、平田農道についても間もなく完了検査予定ということで、工期については、5月6日、5月31日を工期といたしております。

以上になります。

○議長（稲田忠則君） 富永生涯学習課長。

○生涯学習課長（富永清徳君） おはようございます。生涯学習課の富永でございます。11番野田議員の御質問にお答えいたします。

繰越明許理由書の10款6項社会教育費の文化会館災害復旧工事事後調査等の事業ということで、673万6,000円を今回繰り越すわけなんですけれども、こちらにつきましては、調査委託業者のほうで繰越して工期を延ばしまして、その関係の分と補償費の分になります。補償費の分は、近隣のお宅のほうに4件の調査依頼がありまして、そのうち1件は了承いただきまして、あと3件について補償金額を提示しておりますけれども、そちらについてまだちょっと御了承いただけていないということで、今交渉を行っている状況でございます。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。14番中村議員。

○14番（中村健二君） 14番中村です。

議案第30号、令和3年度一般会計補正予算（第12号）中、12ページです。1款1項1目と2目のところ、町税についてですが、個人の分については約1億3,600円か、増額になっておりますが、法人税については約1億3,000万円ぐらいが減額になっておりますが、その減額の理由ですね。感染症の拡大によるいろいろな影響かと思いますが、この減額の内訳や理由が分かるなら教えてください。

それと、21ページ、18款県支出金2項県補助金のうち総務費県補助金の中で、熊本地震復興基金交付金というのが2億576万3,000円減額になっておりますが、これは何か事業が減になったのか、それとも不用額となったのか、その辺をちょっと教えてください、内容を。

それから、33ページの3款1項1目24節の社会福祉振興基金積立金5億円というのが一般財源からあってますけれども、この5億円の積み立て内容について教えてください。

同じく積立金で、50ページ8款4項5目24節の公園整備基金積立金です。この積立金についてはいずれも一般財源からなっていますけれども、この内容についてちょっと教えてください。

以上です。

○議長（稲田忠則君） 坂井税務課長。

○税務課長（坂井浩章君） 税務課長の坂井です。14番中村議員の御質問にお答えいたします。

今回、補正が出ております法人税1億3,062万3,500円になりますけれども、こちらのほうについては、先ほど御指摘があったように、コロナの影響というのは社会状況等を踏まえてもちろんありますが、一応、今回落とした数字の根拠としては、令和3年度の収入見込みから今回予算を上げました金額を差し引いた金額を今回補正として減額させていただいております。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） 企画財政課の山内です。中村議員の御質問にお答えいたします。

議案第30号の一般会計補正予算（第12号）です。ページがまず21ページです。21ページの18款県支出金の総務費県補助金の中の熊本地震復興基金の交付金の2億円の減額についての御質問ですけれども、復興基金につきましては令和3年度におきまして、主な事業としまして、応急仮設住宅の運営費関係での事業費、それから被災宅地の復旧支援事業とか住まい再建の継続利用の支援事業とか、そういうもので最終的には3億4,000万円程度の事業を実施しております、復興基金として3億4,000万円程度の基金をいただいているような状況です。2億円の減額につきましては、その主な事業関係の不用額で減額になっているという状況です。

それから33ページの基金の積立金になります。財源としましては、ふるさと納税関係が令和3年度では20億円程度が収入として入ってきましたので、そういうもので一般財源に少し余裕があるというところで、社会福祉振興基金のほうに積み立てをさせていただいているところです。活用につきましては、高齢化に伴います老人福祉費関係、それから障がい者福祉、それから定住促進

等を見越した児童福祉関係の一般財源分等にこの基金を活用できればというふうに考えております。

それから50ページ、公園の整備基金積立金の5億円です。公園の整備のほうに活用するために5億円の積立てをさせていただいております。今回、先ほど質問がありました災害見舞金で5億弱ぐらいの見舞金をいただいております。主なものが、一番大きいものが総合体育館の整備とか町民グラウンド関係の分で見舞金をいただいておりますので、災害見舞金等を財源に公園の積立金のほうに5億円の積立てをさせていただいているという状況です。

以上です。

○議長（稲田忠則君） 中村議員。

○14番（中村健二君） 大体説明で分かりましたけど、12ページの町民税の法人税ですけれども、これは令和3年度の予算と決算というのか、今の収入の差額というのか、それを言われたんですかね。そういうことだったんですね。そういうふうにちょっと聞き取れたけど。予算は前年度のやつからで予算を組むでしょうけれども、その予算がこれだけ多かったということで、その分の減額ということですかね。分かりました。

それから、復興基金の交付金については、宅地復旧とか応急仮設住宅とか、そういういろんな事業をやった後の不用額ということですね。分かりました。

それから、33ページの社会福祉振興基金積立金については、ふるさと納税が非常に多かったので、いろんな、老人とか障がい者福祉とか児童福祉とか、そういうものに役立てるということでこれに積み立てたということですかね。

それと、公園整備基金については災害見舞金の4億8,000万円が財源ということですかね。あれを積み立ててこれからの整備に役立てていくという理解でよろしいですか。はい。

以上で質問を終わります。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。12番宮崎議員。

○12番（宮崎金次君） 12番宮崎です。2点質問させていただきます。

議案第30号、補正予算の12号ですけれども、ページ数は8ページです。

まず、繰越明許費の中の11款災害復旧費4項の文教施設災害復旧費、益城中学校災害復旧事業1億487万8,000円の繰越し、これが今回計上されております。この件についてまず知りたいのは、今日いただいた資料によると、関係機関との協議に不測の日数を要したためというふうに書いてございます。要は、当初の工期はいつまでだったのか、そしてさらに、もし延長されたんだったら、いつまでに益城中学校の復旧工事はなされるのか、これについてまずお伺いしたいと思います。非常に地元のほうも、いつまでも工事をしてるといふ住民からの不平が若干聞こえてまいりますので、よろしくお願ひします。

2点目は、先ほど質問の中にもございました50ページのところですが、8款土木費4項都市計画費の積立金のことです。5億円の積み立てについて、同僚議員に質問に対して答弁がございました。災害見舞金等でそれを積み立てるんだというお話なんですが、町の状況は非常に今、町債

が増加をしております。町の借金を減らすという方向の考え方はなかったんですかという話の一つと、それから公園に5億円積み立てるということは、新たな公園をまた整備するというのですか。非常に町は公園、公園で大分整備されているんだけど、さらに公園を整備すると。そういうのが具体的に計画があるんだったらちょっと教えていただきたいというふうに思います。

2点、よろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 遠山学校教育課長。

○学校教育課長（遠山伸也君） 学校教育課長の遠山でございます。12番、宮崎議員の御質問にお答えをいたします。

議案第30号、専決第4号令和3年度益城町一般会計補正予算（第12号）中の8ページ、益城中学校の繰越しについてということでございますけれども、現在、外構工事が行われております。工事につきましては、若干遅れていることは正直そういう状況でございます。この理由といたしまして、関係機関との調整に不測の時間を要したということに掲載しておりますが、まず、学校につきましては、当然、学校はずっと続いて運営しているところでございまして、一つは、分割発注というところで工事期間あたりの調整が必要となってきます。それと、学校を動かしている中で、例えば駐輪場をこっちに持ってきてとか移動しながらの施工ですとか、そういったところがありまして、少し工事期間を要したところでございます。

年度中の完成を目指しておりましたけれども、その点で少し工期の延長が必要になりまして、どうにか1学期中、夏休み期間中には完全に終了をしまして、2学期には完全に復旧した状態で子供たちを学校に迎えらるるよう今進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） 企画財政課の山内です。12番宮崎議員の御質問にお答えいたします。

積立金の関係でまず町債を減らすというような考えはなかったのかという御質問と、公園はもういっぱいできているけど、さらに新たに公園を整備する予定があるのかという2点の御質問ですけれども、まず、町債を減らすことにつきましては、当然、減らす検討はさせていただいております。その中で令和3年度においては、交付税措置がない起債については今回の専決処分等でも減額をさせていただいているところでございます。

起債については、交付税措置があるものについては起債の借入れをしないと財政支援を受けることができないという仕組みになっておりますので、財政措置があるものについては起債としての借入れをしていくということを考えております。したがって、交付税措置がないものについては借入れを令和3年度においてはしていない、その分を減額したところでございます。

それから、公園の新たな整備につきましては、今新たなものの特別な予定はございませんが、現在、潮井公園の整備とか、あとは当初予算のほうにも計上しておりました土地再生整備計画の中での惣領公園の整備というところが今現在進められておりますので、そのような事業に活用で

ければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○12番（宮崎金次君） 今、答弁をいただきました。

まず、益城中学校の復旧についてなんですけれども、これは子供たちが学ぶ場なんですよね。ですから、適切に工期を定めたらなるべく工期どおりにやっていただくというのが基本で、これがどんどん延びていくというのは、非常に父兄等から不平不満が出ています。ぜひですね、いろんな問題点があるんでしょうけど、これは1年間だったら十分できるような内容だったと思うんですよね。ですから、何か特別な事情がない限り工期を守っていただくと、これがやっぱり一番の前提かなど。父兄の方がいろいろな意味で言われることは、今、益城町工事はなかなか工期が守られていないという話をよく聞きます。ですから、ぜひそういうことを留意してよろしく願いしたいと思います。

それから2点目の基金の話です。5億円。これは考え方によるんだと思うんですけれども、私は基本的に自分が生きている間に借金はなるべく返す、次の世代、次の子供たちに借金はなるべく残さない、これが基本なんですけども、考え方によっては、補助が受けられるんだつたらなるべく借金として残そう、次の世代の人が頑張ってくれる、こういう話なんだろうと思いますけれども、なるべく町の借金は次の子供たちに残さない工夫をぜひお願いしたい、こういうふうに思います。

私の質問は以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第30号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第4号令和3年度益城町一般会計補正予算（第12号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。したがって、議案第30号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第4号令和3年度益城町一般会計補正予算（第12号）」は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第6 議案第31号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

専決第5号 令和3年度益城町下水道事業会計補正予算（第4号）

○議長（稲田忠則君） 日程第6、議案第31号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第5号令和3年度益城町下水道事業会計補正予算（第4号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第31号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて。

令和3年度下水道事業会計補正予算書1ページをお開きください。

専決第5号下水道事業会計補正予算（第4号）は、第2条収益的収入の補正で、11款下水道事業収益3項特別利益として125万8,000円を増額しており、下水道使用料の過年度分でございます。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 議案第31号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

4番下田議員。

○4番（下田利久雄君） 4番下田です。令和3年度益城町下水道事業会計補正予算（第4号）中3ページ、補正予定額が125万8,000円となっておりますが、本来は幾ら集金すべきだったのかと、現在幾ら集金できているのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（稲田忠則君） 吉本下水道課長。

○下水道課長（吉本秀一君） 下水道課長の吉本です。4番下田議員の御質問にお答えいたします。

今回の益城町下水道事業会計補正予算（第4号）、3ページ、11款下水道事業収益3項特別利益2目過年度損益修正益、1節過年度損益修正益の過年度賦課漏れ分未収金ということで125万8,000円を計上させていただいております。

その件につきましては、まず、昨年12月に発生しました下水道使用料の過年度分の賦課漏れ、徴収漏れということで、その件につきまして今回補正予算のほうで上げさせていただいたんですが、その時点での賦課漏れ総額につきましては242万9,548円ございまして、そのうち時効分ということで47万4,374円が時効となりまして、令和2年度以前の過年度分が125万8,922円ということで、今回その過年度分を令和2年度以前の時効前までの分を計上させていただいております。こっちは過年度収入ということになります。

3年度分に徴収するべきいう金額が69万6,252円となっておりますが、令和3年度分につきましては当初予算のほうに計上しておりますので、こちらは差し引かせていただいたということで、現在、徴収につきましては29件ございましたけれども、26件については一括及び分割払いでお支払いいただいているところがございますが、3件につきましては、何度も訪問してお話をさせていただいておるんですが、なかなかお支払いに応じていただけてないというような状況でございます。今後もそちらについては引き続き訪問を行い、丁寧に対応を行うとともに、お支払いいた

だけるようお願いをしております。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 下田議員。

○4番（下田利久雄君） 取れなかった3件分については、今後、不納欠損金か何かで処理されるんですか。その点だけ教えてもらいたい。

○議長（稲田忠則君） 吉本下水道課長。

○下水道課長（吉本秀一君） 4番下田議員の2回目の御質問にお答えいたします。

徴収できていない分については不納欠損で後で処理するのかということですが、今後引き続き徴収できるように対応してまいります。その中で、今後どのような状況になるか、努力していきたいと思いますが、とにかく不納欠損にならないように丁寧な対応で説明して、お支払いいただけるように頑張っていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第31号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第5号令和3年度益城町下水道事業会計補正予算（第4号）」を採決します。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。したがって、議案第31号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第5号令和3年度益城町下水道事業会計補正予算（第4号）」は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第7 議案第32号 令和4年度益城町一般会計補正予算（第1号）

日程第7、議案第32号「令和4年度益城町一般会計補正予算（第1号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第32号、令和4年度一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ3,091万7,000円増額しまして、歳入歳出総額212億2,174万7,000円とするものです。

7ページをお開きください。歳出予算におきましては、2款総務費ではロシアによるウクライナ侵攻に伴い寄附金50万円を計上し、熊本県町村会で取りまとめ、ウクライナを支援するもので

ございます。

また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しました障がい者及び高齢者へのタクシー券の交付事業及び、8ページになりますが、中小企業事業拡充等支援補助金を計上しています。

さらに、国庫補助金を財源に、昨年度から実施しています子育て世帯臨時特別給付金を追加計上しております。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 議案第32号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

9番榮議員。

○9番（榮 正敏君） 9番榮です。議案第32号、令和4年度益城町一般会計補正予算（第1号）中、8ページ、7款商工費1項商工費の中で、18節の中小企業事業拡充等支援補助金2,200万円、この事業というのはどのような事業に対して補助をするのか、また、この申請をするに当たり、資格、あるいは条件はあるのか、それを少し教えていただきたい。

○議長（稲田忠則君） 松本産業振興課長。

○産業振興課長（松本浩治君） 産業振興課の松本でございます。9番榮議員の御質問にお答えいたします。

議案第32号、令和4年度益城町一般会計補正予算の8ページ、7款1項2目商工業振興費の18節負担金、補助及び交付金、中小企業事業拡充等支援補助金2,200万円について、どのような事業を対象としているのか、あと、その対象となる条件は何なのかという御質問だと思います。

まず、対象となる事業としましては、町内で新しい生活様式に対応した起業を行う方、それと、既存の事業から新分野進出に取り組む町内の事業者、それと、既存事業からの事業拡充に取り組む町内の事業者、そういう事業者を応援する補助金となっております。

まず、起業される方につきましては、当然町内で新たに事業をされる方ということになってまいります。また、新分野につきましては、既に今やっている事業とは異なる事業に進出されるといったところになってまいります。あと、事業拡充につきましては、既に営んでいる事業から新たな取組を行う、そういった方たちを一応対象としております。

大まかに言いますと以上のような内容となっております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 榮議員。

○9番（榮 正敏君） この1事業に対する限度額というのは決まっているわけですか。例えば、1事業当たり100万円を限度とするとか200万円を限度とか、事業内容によって限度額に差があるのか、それをもう一つお願いします。

○議長（稲田忠則君） 松本産業振興課長。

○産業振興課長（松本浩治君） 9番榮議員の2回目の質問にお答えいたします。額の限度額等についての御質問かと思います。

まず、町内において新たに起業を行う事業者、それと新分野進出を行う事業者につきましては、補助対象経費の2分の1以内で、補助金の額が1万円以上100万円以下となっております。あと、事業拡充を行う方につきましては、補助対象経費の4分の3以内、そして補助金の額としましては、15万円以上30万円以下というふうになっております。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第32号「令和4年度益城町一般会計補正予算（第1号）」を採決します。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。

したがって、議案第32号、令和4年度益城町一般会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第33号 益城町職員定数条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第8、議案第33号「益城町職員定数条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第33号、益城町職員定数条例の一部を改正する条例の制定につきまして、御説明を申し上げます。

本条例につきましては、平成29年5月の臨時議会におきまして、町長事務部局の職員数を当分の間、50人増となる257人と定める条例改正を御承認いただいております。これは、復旧復興により増大した業務に当たる職員不足に対応するため、任期付職員を採用することができるよう改正を行ったものです。

条例改正後、任期付職員を最大71人採用し、復旧復興の業務に従事させておりましたが、業務の進展により今年度の任期付職員は38人まで減少しております。そのため、今回提案しております条例改正は、現在の任期付職員の配置及び今後の復旧復興の状況を勘案し、当分の間の人数を20人削減し、237人とするものです。また、職員定数の見直しを含めた検討につきましては、附則第3項におきまして、本条例施行後3年以内に必要な措置を講じることとしております。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 議案第33号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

14番中村議員。

○14番（中村健二君） 14番中村です。議案第33号の職員定数条例の一部改正ですけれども、これは町長事務部局を257人から237人に変更するということですが、ここでちょっと気になったのは、以前までの改正される前の257の中には下水道課が入っていたと思うんです。下水道は、課の場合は町長事務部局でしょうけれども、公営企業になっていますね。水道事業と一緒に下水道事業になっているんですけど、そういう場合は町長部局から外れるんじゃないかと思いますが、その辺、下水道職員のほうはそのまま町長部局の数に入っているのか、入っていないのか、その辺をお伺いします。

○議長（稲田忠則君） 塘田総務課長。

○総務課長（塘田 仁君） 総務課長の塘田でございます。14番中村議員の御質問にお答えをさせていただきます。

議案第33号益城町職員定数条例等の一部を改正する条例の制定についてから、下水道事業については企業会計となったので企業職員ではないかという御質問かと思っておりますけれども、まだ、町長部局として職員定数の中に含まれておりますので、今のところ水道事業だけが別立て、教育委員会部局、水道、あと、議会、農業議員会、そういったものが別項目となっております、町長部局の職員となっております。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 中村議員。

○14番（中村健二君） ということは、下水道事業についてはそのまま町長部局職員ということで扱っていくわけですか。先ほど言われたように、議会とか選挙管理委員会、農業委員会、それから教育委員会、水道事業の職員というのは別立てになっているわけですね。下水道はそのまま行くんですか。それとも、今後、条例改正で別に水道事業の職員というふうに分けるんですか。分けるとちょっとおかしいと思うんですが、その辺、今のところ何もしてないということですが、今後どうされるんですか。

○議長（稲田忠則君） 塘田総務課長。

○総務課長（塘田 仁君） 10番中村議員の2回目の御質問にお答えをいたします。

将来的にもそのまま町長部局の職員で行くのかということですが、今回、会計、財務的なものが企業会計ということでございまして、職員的にはそのまま町長部局となっております。今後将来的に、上下水道、水道と下水道を一つの組織とするといったときに企業会計に置くということも検討していく必要があるかと思っておりますが、現在のところ先ほど申し上げましたように財務会計のみが企業会計ということでございますので、現状については町長部局の職員でございます。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 中村議員。

○14番（中村健二君） 会計のみが企業会計であって、職員はそのまま町長部局の職員と。水道事業あたりはそういうふうな関係で企業会計でやっているの分けてあるのかなと思うんですけども、水道と下水道が一緒になって上下水道課になればそういうときに考え直すということなのか。下水道も企業会計になったわけだから、これは町長部局の事務職というよりもこっちのほうに水道事業職員というふうにして別立てにしたほうがいいんじゃないかと思うんですけど、その辺はどうなんですかね。

以上です。

○議長（稲田忠則君） 塘田総務課長。

○総務課長（塘田 仁君） 中村議員の3回目の御質問にお答えをいたします。

今、御指摘をいただいたとおり、現状につきましては町長部局の職員でございますが、今後、上水道、下水道の統合を行う段階については企業職員としての位置づけを検討することとなりますので、現段階では、繰り返しになりますが、町長部局の職員ということで扱っております。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第33号、益城町職員定数条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。したがって、議案第33号益城町職員定数条例等の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第9 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（稲田忠則君） 次に、日程第9、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

この選挙の方法は、地方自治法第18条第2項の規定により、指名推選の方法によりたいと思

ます。これに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(稲田忠則君) 異議なしと認めます。よって、指名推選によることに決定しました。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(稲田忠則君) 異議なしと認めます。よって、議長において指名することと決しました。

熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員に益城町長西村博則君を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました益城町長西村博則君を熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員と定めることに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(稲田忠則君) 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました益城町長西村博則君が当選人と決定しました。

ただいま当選されました西村町長が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。西村町長、承諾の意思表示をお願いします。

○町長(西村博則君) 承諾いたします。よろしくをお願いします。

○議長(稲田忠則君) これをもちまして、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙を終わります。

以上をもちまして、本臨時会に提案されました案件は議了されました。御協力いただき誠にありがとうございました。

これで令和4年第1回益城町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前11時21分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

益城町議会議長

署名議員

署名議員